

## 消費税率改正に伴う手数料等の改定について<お知らせ>

令和元年 8 月吉日

公益財団法人日本防災協会

平素は、当協会の活動に対し格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。  
ご承知のように、本年 10 月 1 日より消費税率が現行の 8% から 10% へ改正されます。  
旧税率と新税率の適用区分について、当協会では以下のような取り扱いをさせていただくこととなりますのでご案内申し上げます。

### I. 防災ラベル交付手数料について

① 令和元年 10 月 1 日以降に交付するラベル等に係る消費税率は新税率となります。

\* ラベル交付申請書の受付が 9 月中であっても、ラベル交付日が 10 月 1 日以降となる場合は、新税率を適用します。

\* 請求書締日が 10 月の場合は、9 月 30 日交付(発送)分までを旧税率、10 月 1 日以降交付(発送)分は新税率を適用します。

<例> 10 月 20 日締日

9 月 21 日～9 月 30 日までを旧税率、10 月 1 日～10 月 20 日までを新税率として請求書にて請求金額をお知らせします。

② 非会員の皆様で、9 月中出荷可能として、旧税率で請求金額をお知らせ(仮請求書送付)させていただいたにも関わらず、9 月中に入金確認ができない場合は、改めて新税率とした仮請求書をお送りすることとなりますのでご留意願います。

\* ラベル送付手数料(郵便料等)につきましても令和元年 10 月 1 日以降は、消費税率改正に伴う新料金となります。

\* 9 月後半には交付申請が集中し、通常納期より遅延する可能性がございますので、余裕をもって申請していただきますようお願いいたします。

### II. 消防庁登録審査手数料について

当協会にて申請書類を正式に受理する申請受付日をもって消費税率を適用させていただきます。

### III. 試験手数料について

令和元年 10 月 1 日以降の試験申請に係る消費税率は新税率となります。

\* 試験申請が 9 月中であっても、請求は試験実施後になりますので、請求書の日付により消費税率を適用することとなります。

\* なお、試験申請から請求書発行までは、標準的な試験日数に加え、申請数の状況により多くの日数が必要となる場合がありますのでご留意願います。